

第10回熊本市行政区画等審議会 会議資料



日 時 平成22年6月22日（火） 15時00分～
場 所 KKRホテル熊本 2階「五峯」

目 次

(1)「行政区画の編成及び区役所の位置について」熊本市の方針決定内容・・・1

(2)行政区の名称について

・政令指定都市における行政区の名称（区名）について・・・・・・・7

・先行政令指定都市における区名選定事例・・・・・・・10

(1)「行政区画の編成及び区役所の位置について」
熊本市の方針決定内容

平成22年 5月31日

熊本市政令指定都市推進本部

行政区画の編成及び区役所の位置について

本市は、熊本市行政区画等審議会から受けた「行政区画の編成及び区役所の位置について」の答申及び市議会の政令指定都市実現に関する特別委員会での論議に基づき、本市としての方針を以下のとおり決定する。

1.行政区画の編成について

「市域を別紙のとおり5つの行政区に区画する。」

（決定の理由）

- ・本市は、熊本城を中心に同心円的に広がった都市であり、バス網のほとんどが交通センターを中心に放射線状に編成されていることから、住民の日常生活の利便性を考慮し、中央に一つの区を設けるとともに、東西南北に人口10万人～15万人規模のバランスのとれた区割りとした。
- ・区役所での総合的な行政サービスの提供と、これまでの市民センター・総合支所の機能をほぼ維持した出張所が確保できるという行政効率の面と、地域の特性を生かした市民協働による地域づくりや区ごとのまちづくりを行えるという点を両立できる区割りとした。
- ・区の均衡ある発展を目指し、旧市域の住民と合併町の住民とが速やかに一体化を図れるよう考慮した。
- ・本市がこれまで市民の福祉の向上を図るため健診や相談業務を行っている保健福祉センターの所管区域を考慮した。

2.区役所の位置について

「別紙のとおり、A区を植木総合支所、B区を西部市民センター、C区を市役所本庁舎、D区を税務大学校熊本研修所隣接地、E区を富合総合支所とする。」

（決定の理由）

- ・住民生活に関わりの深い行政サービスに加え、産業振興等の業務を行う大区役所制をとることから、その施設規模に対応可能な市有の既存施設を最大限有効活用することとした。
- ・政令指定都市移行までの限られた期間内に、区役所の施設規模に見合う用地確保の可能性を考慮した。
- ・市民の日常生活における利便性の観点から、本市が定める第2次都市マスタープランにおける「中心市街地」や「地域拠点」へ設置することとした。
- ・本市全体の均衡ある発展を目指すため、公共施設の適正配置に考慮した。

3.行政区設置に当たって実現すべき事項について

▶区バスの導入について

平成24年4月から、行政が主体となって「区バス」の運営が出来るよう、本年度より地域の交通の利便性に応じた運行計画などを策定するための調査研究を行い、実施に向けた取り組みを進める。

▶出張所機能について

これまで市民センターや総合支所で行ってきた業務のほとんどは、出張所となっても取り扱うこととし、これまでどおりの手続きが出来るようにする。

なお、高齢者や障がい者などの交通弱者の利便性を確保できるよう、それぞれ区役所までの距離が遠い、「清水市民センター」「花園市民センター」「託麻市民センター」「幸田市民センター」の4市民センターについて、旧飽託4町の各総合支所と同様の機能へ拡充する。

具体的には、「高額療養費申請の受付等の国民健康保険関係事務」「ひまわりカードの交付等の子育て支援関係事務」「さくらカード発行等の高齢者・障がい者保健福祉関係事務」などを実施する。

また、城南総合支所については、5年の合併特例区設置期間終了後も、総合支所としての機能を維持する。

▶区役所サービスについて

制度上どうしても解消できない一部の事務手続きを除き、市民の居住する区に関わらず、どの区役所でもサービスが受けられる体制とする。

また、道路に関する要望や農業土木関係に関することなどについては、行政内部の手続きを改善し出張所（総合支所・市民センター）でも対応できるよう検討する。

▶保健福祉サービスについて

福祉事務所は各区役所に設置し、保健福祉センターについても区役所に一体化するが、現行の保健福祉センターのうち、特に区役所までの距離が遠い施設については、健診場所としての活用はもとより、その他の相談・受付等の窓口機能を一部残すことも含め検討する。

また、現在の総合支所で行っている要介護認定申請書の受付や重度心身障がい者受給資格認定申請の受付の事務などは、機能を拡充する上記4市民センターでも実施し、住民の利便性を確保する。

▶その他実現すべき事項について

農林水産業の振興については、第1次産業が極めて重要であり、政令指定都市移行の際に行う本庁組織再編の中で、組織の強化を図っていくとともに、海岸線における一体的な水産業の振興については、水産振興センターを拠点とし、漁業協同組合や区役所と密接に連携をとりながら、漁業者の支援を行っていく。

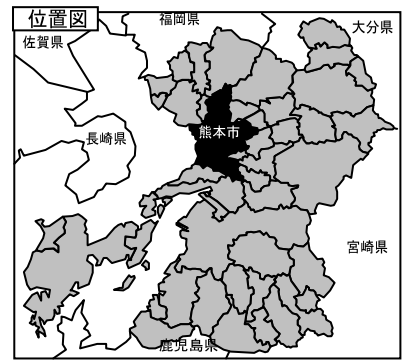
また、自治会長・民生委員の会議の開催場所については、利便性に配慮しながら実施する。

行政区画の編成及び区役所の位置

(区域及び区役所の位置)

区名(仮称)	区域(小学校区)				区役所の位置
A区	清水 楠 楡木 植木 桜井	龍田 麻生田 川上 山本 山東	城北 武蔵 西里 田原 田底	高平台 弓削 北部東 菱形 吉松	植木総合支所 熊本市植木町岩野238-1
B区	古町 池田 城山 小島	春日 白坪 松尾東 中島	城西 高橋 松尾西 芳野	花園 池上 松尾北 河内	西部市民センター 熊本市小島2丁目7-1
C区	壺川 慶徳 黒髪 出水 白山	碩台 一新 大江 砂取 帯山西	白川 五福 本荘 託麻原 出水南	城東 向山 春竹 帯山	熊本市役所本庁舎 熊本市手取本町1-1
D区	画図 若葉 託麻西 月出 長嶺	健軍 尾ノ上 託麻北 健軍東 桜木東	秋津 西原 桜木 託麻南	泉ヶ丘 託麻東 東町 山ノ内	税務大学校熊本研修所 隣接地 熊本市東本町13-6
E区	日吉 田迎 飽田南 奥古閑 杉上	川尻 城南 飽田西 川口 隈庄	力合 田迎南 中緑 日吉東 豊田	御幸 飽田東 銭塘 富合	富合総合支所 熊本市富合町清藤405-3

※上記の小学校区は、小学校の通学区域である。



植木総合支所

A区	
人口(人)	面積(km ²)
145,656	115.65

西部市民センター

B区	
人口(人)	面積(km ²)
97,212	88.04

税務大学校 熊本研修所隣接地

D区	
人口(人)	面積(km ²)
185,959	50.32

熊本市役所本庁舎

C区	
人口(人)	面積(km ²)
177,792	25.33

富合総合支所

E区	
人口(人)	面積(km ²)
121,359	110.02

（２）行政区の名称について

政令指定都市における行政区の名称（区名）について

1. 区名と住所

政令指定都市の区の名称は、住所の一部や登記事項として表示する必要があります。

実際の住所表示では、現在の市名と町字名との間に「区名」が入るようになります。

（例） < 現 在 > < 政令指定都市移行後 >

熊本市手取本町1番1号 ⇒ 熊本市〇〇区手取本町1番1号

住居表示に関する法律

市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。）、区（地方自治法第252条の20の区をいう。）及び町村の名称を冠する・・・ものとする。

不動産登記法 第34条（第44条）

土地（建物）の表示に関する登記の登記事項は、・・・・・・次のとおりとする。

一 土地（建物）の所在する市、区、郡、町、村及び字

2. 区名の表記

区名は、日本語（漢字、ひらがな、カタカナ）で表示される必要があり、アルファベット、算用数字などは適当ではないと考えられます。

※ 区の名称は、他市町村の名称、他政令指定都市の区の名称と同一のものであっても構わない。

政令指定都市の区名一覧

札幌市 7区

ちゅうおうく 中央区	きたく 北区	ひがしく 東区	しろしく 白石区	とよひらく 豊平区	みなみく 南区	にしく 西区
---------------	-----------	------------	-------------	--------------	------------	-----------

仙台市 5区

あおばく 青葉区	みやぎのく 宮城野区	わかばやく 若林区	たいはくく 太白区	いずみく 泉区
-------------	---------------	--------------	--------------	------------

さいたま市 10区

にしく 西区	きたく 北区	おおみやく 大宮区	みぬまく 見沼区	ちゅうおうく 中央区	さくらく 桜区	うらわく 浦和区
みなみく 南区	みどりく 緑区	いわつきく 岩槻区				

千葉市 6区

ちゅうおうく 中央区	はなみかわく 花見川区	いなげく 稲毛区	わかばく 若葉区	みどく 緑区	みはまく 美浜区
---------------	----------------	-------------	-------------	-----------	-------------

川崎市 7区

かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	たまぐ 多摩区	みやまえく 宮前区	あさおく 麻生区
--------------	-------------	--------------	-------------	------------	--------------	-------------

横浜市 18区

つるみく 鶴見区	かながわく 神奈川区	にしく 西区	なかく 中区	みなみく 南区	ほどがやく 保土ヶ谷区	いそごく 磯子区
かなざわく 金沢区	こうほくく 港北区	とつかく 戸塚区	こうなんく 港南区	あさひく 旭区	みどりく 緑区	せやく 瀬谷区
さかえく 栄区	いずみく 泉区	あおばく 青葉区	つづきく 都筑区			

相模原市 3区

みどりく 緑区	ちゅうおうく 中央区	みなみく 南区
------------	---------------	------------

新潟市 8区

きたく 北区	ひがしく 東区	ちゅうおうく 中央区	こうなんく 江南区	あきはく 秋葉区	みなみく 南区	にしく 西区
にしかんく 西蒲区						

静岡市 3区

あおい 葵区	するがく 駿河区	しみずく 清水区
-----------	-------------	-------------

浜松市 7区

なかく 中区	ひがしく 東区	にしく 西区	みなみく 南区	きたく 北区	はまきたく 浜北区	てんりゅうく 天竜区
-----------	------------	-----------	------------	-----------	--------------	---------------

名古屋市 16区

ちくさく 千種区	ひがしく 東区	きたく 北区	にしく 西区	なかむらく 中村区	なかく 中区	しょうわく 昭和区
みずほく 瑞穂区	あつたく 熱田区	なかがわく 中川区	みなとく 港区	みなみく 南区	もりやまく 守山区	みどりく 緑区
めいとうく 名東区	てんぱくく 天白区					

京都市 11区

きたく 北区	かみきょうく 上京区	さきょうく 左京区	なかきょうく 中京区	ひがしやまく 東山区	しもきょうく 下京区	みなみ 南区
うきょうく 右京区	ふしみく 伏見区	やましなく 山科区	にしきょうく 西京区			

大阪市 24区

みやこじま 都島区	ふくしま 福島区	このはな 此花区	にし 西区	みなと 港区	たいしやう 大正区	てんのうじ 天王寺区
なにわ 浪速区	にしよどがわ 西淀川区	ひがしよどがわ 東淀川区	ひがしなり 東成区	いくの 生野区	あさひ 旭区	じやうとう 城東区
あべの 阿倍野区	すみよし 住吉区	ひがしすみよし 東住吉区	にしなり 西成区	よどがわ 淀川区	つるみ 鶴見区	すみのえ 住之江区
ひらの 平野区	きた 北区	ちゆうおう 中央区				

堺市 7区

さかい 堺区	なか 中区	ひがし 東区	にし 西区	みなみ 南区	きた 北区	みはら 美原区
-----------	----------	-----------	----------	-----------	----------	------------

神戸市 9区

ひがしなだ 東灘区	なだ 灘区	ひようこ 兵庫区	ながた 長田区	すま 須磨区	たるみ 垂水区	きた 北区
ちゆうおう 中央区	にし 西区					

岡山市 4区

きた 北区	なか 中区	ひがし 東区	みなみ 南区
----------	----------	-----------	-----------

広島市 8区

なか 中区	ひがし 東区	みなみ 南区	にし 西区	あさみなみ 安佐南区	あさきた 安佐北区	あき 安芸区
さえき 佐伯区						

北九州市 7区

もじ 門司区	わかまつ 若松区	とばた 戸畑区	こくらきた 小倉北区	こくらみな 小倉南区	やはたひがし 八幡東区	やはたにし 八幡西区
-----------	-------------	------------	---------------	---------------	----------------	---------------

福岡市 7区

ひがし 東区	はかた 博多区	ちゆうおう 中央区	みなみ 南区	にし 西区	じやうなん 城南区	さわら 早良区
-----------	------------	--------------	-----------	----------	--------------	------------

※重複している区名

青葉区（2） 【 仙台市・横浜市 】

旭 区（2） 【 横浜市・大阪市 】

泉 区（2） 【 仙台市・横浜市 】

北 区（10） 【 札幌市・さいたま市・新潟市・浜松市・名古屋市・京都市・大阪市・堺市・神戸市・岡山市 】

中央区（8） 【 札幌市・さいたま市・千葉市・新潟市・相模原市・大阪市・神戸市・福岡市 】

鶴見区（2） 【 横浜市・大阪市 】

中 区（6） 【 横浜市・浜松市・名古屋市・堺市・岡山市・広島市 】

西 区（11） 【 札幌市・さいたま市・横浜市・新潟市・浜松市・名古屋市・大阪市・堺市・神戸市・広島市・福岡市 】

東 区（8） 【 札幌市・新潟市・浜松市・名古屋市・堺市・岡山市・広島市・福岡市 】

緑 区（5） 【 さいたま市・千葉市・横浜市・相模原市・名古屋市 】

港 区（2） 【 名古屋市・大阪市 】

南 区（12） 【 札幌市・さいたま市・横浜市・新潟市・相模原市・浜松市・名古屋市・京都市・堺市・岡山市・広島市・福岡市 】

先行政令指定都市における区名選定事例

【 区名選定の方法 その1(区名投票・意向調査実施なし) 】

自治体名		仙台市(H1.4.1)	千葉市(H4.4.1)
選考主体		仙台市区名選定委員会	千葉市区名選定委員会
選定手法		①区名案募集(4区)※「泉区」は、合併協議で決定 ②選定委員会で審議 ③選定委員会で最終決定(答申)	①区名案募集(6区) ②選定委員会で審議 ③選定委員会で最終決定(答申)
区名案募集	期 間	昭和63年5月16日～6月14日(30日間)	平成3年10月5日～10月18日(14日間)
	対象者	・市内在住、在勤、在学者	・市内在住、在勤、在学者
	応募方法	・専用応募ハガキ ・郵送	・専用応募ハガキ ・郵送
	応募数	3,770通	22,910通
	表 記	—	—
	その他	・いずれの区の名称も応募可 ・住所・氏名の記載は必須 ・区名案募集実施要領策定	・居住区・勤務地の区の名称及びその他の区も応募可 ・住所・氏名の記載は必須 ・区名案募集実施要領策定
	種 類	—	—
区名投票・区名意向調査	期 間	—	—
	対象者	—	—
	区名候補	—	—
	意向調査方法	—	—
	回答数	—	—
	その他	—	—
	投票・調査結果の取扱い	—	—
選定基本方針等	基本的考え方	7項目設定(項目内容は別紙記載)	3項目設定(項目内容は別紙記載)
	提示時期	区名選定時(区名案募集後)	区名案募集時
答申日		昭和63年6月30日 政令市移行9ヶ月前	平成3年10月31日 政令市移行5ヶ月前

【 区名選定の方法 その2(区名投票・意向調査実施) 】

自治体名		さいたま市(H15.4.1)	静岡市(H17.4.1)
選考主体		さいたま市区名選定委員会 さいたま市区名検討市民の会	静岡市行政区画等審議会 区名選考委員会
選定手法		①区名案募集(9区) ②検討市民の会で区名候補決定 ③区名投票 ④選定委員会で最終決定(答申)	①区名案募集(3区) ②審議会で複数の候補に絞込み ③候補に対し区名投票 ④最多得票数となった名称(答申)
区名案募集	期 間	平成14年5月1日～5月24日(24日間)	平成15年9月1日～9月30日(30日間)
	対象者	・市内在住、在勤、在学者	・市内在住、在勤、在学者
	応募方法	・専用ハガキ(切手不要) ・郵送 ・ファックス ・Eメール	・専用ハガキ(切手不要) ・郵送 ・ファックス ・Eメール
	応募数	17,494通	8,756人
	表 記	・区名案は、漢字、ひらがな、カタカナとする	・区名案は、漢字、ひらがな、カタカナとする
	その他	・いずれの区の名称も応募可 ・住所・氏名の記載は必須 ・区名案募集実施要領策定	・いずれの区の名称も応募可 (ただし、1区で同じ名称の応募は1回とする) ・住所・氏名の記載は必須 ・区名案募集実施要領策定
	種 類	区名投票	区名投票
区名投票・区名意向調査	期 間	平成14年8月1日～8月16日(16日間)	平成16年1月15日～2月16日(33日間)
	対象者	・市内在住者(小学生以上)	・市内在住者(小学生以上)
	区名候補	・公募結果の上位3案と各区の特色を表した区名案の計6案	・選考委員会による審議と投票、審議会による審議の結果選考された3案(公募の結果の上位3案とせず。)
	意向調査方法	・専用ハガキ ・郵送 ・ファックス ・Eメール	・専用ハガキ ・郵送 ・ファックス ・Eメール
	回答数	44,511通(有効数43,646通)	76,016人(有効数73,406人)
	その他	・住んでいる区の区名を1票投票 ・住所・氏名の記載は必須	・いずれの区の名称も応募可 (ただし、1区で同じ名称の応募は1回とする) ・住所・氏名の記載は必須
	投票・調査結果の取扱い	・区名投票結果を尊重しつつ、選定委員会でさらに協議して、最終的な区名案を決定する。	・最多得票数となった名称を各区の候補名称とする。
選定方針等	基本的考え方	4項目設定(項目内容は別紙記載)	3項目設定(項目内容は別紙記載)
	提示時期	区名案募集時	区名案募集時
答申日		平成14年10月2日 政令市移行6ヶ月前	平成16年3月24日 政令市移行1年前

自治体名		浜松市(H19.4.1)	新潟市(H19.4.1)
選考主体		浜松市行政区画等審議会	新潟市行政区画審議会
選定手法		①区名案募集(7区) ②審議会で区名候補決定 ③区名投票 ④審議会で最終決定(答申)	①区名案募集(8区) ②審議会で複数の候補に絞込み ③区名意向調査 ④審議会で最終的に区名案を選定(答申)
区名案募集	期 間	平成17年9月5日～10月7日(33日間)	平成17年10月31日～11月21日(22日間)
	対象者	・市内在住で小学生以上	・市内在住者(自治会、コミュニティ協議会、地域審議会等の団体を含む) ・市内勤務、在学者
	応募方法	・専用ハガキ ・郵送 ・ファックス ・Eメール	・専用ハガキまたは一般のハガキ ・郵送 ・ファックス ・Eメール ・市役所本庁舎、支所、地区事務所、連絡所へ持参(募集専用箱を設置)
	応募数	9,528人	14,965人
	表 記	・区名案は、漢字、ひらがな、カタカナとする	・区名案は、漢字、ひらがな、カタカナとする
	その他	・いずれの区の名称も応募可(ただし、1区で同じ名称の応募は1回とする。) ・同一区への応募は1通につき1点限り(多数記入の場合は無効) ・住所・氏名の記載は必須 ・区名案募集要領等策定については不明	・いずれの区の名称も応募可 ・1通で1つの区でも複数の区でも全部の区でも応募可(ただし、1つの区に対しては、1つの名称とする。) ・応募は1人1通 ・住所・氏名の記載は必須 ・区名案募集実施要領策定
区名投票・区名意向調査	種 類	区名投票	区名意向調査
	期 間	平成18年1月5日～1月31日(27日間)	平成18年2月24日～3月9日(14日間)
	対象者	・市内在住者(小学生以上)	・市内在住者(小学生以上)
	区名候補	・審議会による審議の結果選考された各区5案	・検討委員会による審議と審議会による審議の結果選考された各区5案
	意向調査方法	・郵送(専用紙または官製ハガキ等) ・ファックス ・Eメール ・受付窓口へ持参	・専用紙があるが書式は問わない ・郵送 ・ファックス ・Eメール ・市役所本庁舎、支所、地区事務所、連絡所へ持参(募集専用箱を設置)
	回答数	65,832人(有効数62,440人)	34,459人(有効数33,436人)
	その他	・1区のみでも複数区でも投票可 ・1人1通、各区1案のみへの投票とする。 ・住所・氏名の記載は必須	・1つの区で2つ以上選択した場合は無効 ・1つの区に対して、2回以上応募した場合は無効 ・区名候補以外の区名案を記載した場合は無効 ・住所・氏名の記載は必須 ・意向調査実施要領策定
選定基本方針等	投票・調査結果の取扱い	・区名投票結果の取扱いについては、審議会の区名決定にあたっての参考とする。	・原則として、区名意向調査で各区において最も応募の多かった候補を各区の区名とするが、全市的な整合性を考慮して、最終的に審議会で選定し答申。
	基本的考え方	—	3項目設定(項目内容は別紙記載)
	提示時期	—	区名案募集時
答申日		平成18年3月20日 政令市移行1年前	平成18年3月28日 政令市移行1年前

自治体名		岡山市(H21.4.1)	相模原市(H22.4.1)
選考主体		岡山市行政区画等審議会	相模原市行政区画等審議会
選定手法		①区名案募集(4区) ②審議会で各区の区名候補を選出 ③区名意向調査 ④審議会で各区の区名を選定(答申)	①区名案募集(3区) ②審議会で各区の区名候補の絞込み ③区名意向調査 ④審議会で各区の区名を選定(答申)
区名案募集	期 間	平成20年2月29日～3月14日(15日間)	平成20年10月15日～11月14日(31日間)
	対象者	誰でも可	誰でも可
	応募方法	・郵送(専用ハガキ、官製ハガキ) ・ファックス ・Eメール ・持参(市役所本庁、支所、出張所、連絡所、福祉事務所、ふれあいセンター、公民館、市立図書館)	・専用応募ハガキ ・相模原市ホームページから ・携帯サイトから ・官製ハガキ ・ファックス ・持参(市役所本庁舎、行政資料コーナー、出張所、公民館)
	応募数	5,587件	5,894件
	表 記	・区名案は、漢字、ひらがな、カタカナとする ・旧市町村名など区内の特定地域を表す名称や他との質的な差を感じさせる名称(例:「中央」)などは不可	・区名案は、漢字、ひらがな、カタカナとする
	その他	・1つの区でも複数の区でも応募可 ・同一の区名は1人1点限りで応募可 ・住所・氏名の記載は必須 ・区名案募集実施要領策定	・1つの区でも複数の区でも応募可 ・同一の区名は1人1点限りで応募可 ・住所・氏名の記載不要 ・区名案募集実施要領策定
	種 類	区名意向調査	区名意向調査
区名投票・区名意向調査	期 間	平成20年4月28日～5月19日(22日間)	平成20年12月15日～平成21年1月14日(31日間)
	対象者	・市内在住者	・市内在住者 ・市内勤務、在学者
	区名候補	・審議会で審議の結果選考された各区5案(A区は6案)	・審議会で審議の結果選考された各区5案
	意向調査方法	・郵送(専用ハガキ、官製ハガキ) ・ファックス ・Eメール ・持参(市役所本庁、支所、出張所、連絡所、福祉事務所、ふれあいセンター、公民館、市立図書館の専用箱へ投函)	・専用応募ハガキ ・相模原市ホームページ(パソコン、携帯)から特設サイトにアクセス ・官製ハガキ ・ファックス ・持参(市役所本庁舎、行政資料コーナー、出張所、公民館)
	回答数	60,075通(有効数54,935通)	36,646件(有効数35,540件)
	その他	・1つの区でも複数の区でも応募可 ・1つの区に対して2つ以上選択した場合は無効 ・区名候補以外の区名を記入した場合は無効 ・応募は1人につき1通に限る(同一人による複数応募は全て無効) ・住所・氏名の記載は必須 ・意向調査実施要領策定	・1つの区でも複数の区でも応募可 ・1つの区に対して2つ以上選択した場合は無効 ・区名候補以外の区名を記入した場合は無効 ・応募は1人につき1通に限る(同一人による複数応募は全て無効) ・住所・氏名の記載は必須 ・意向調査実施要領策定
	投票・調査結果の取扱い	・意向調査の結果を基に、各区ごとに区名を選定 ・区名選定に当たっては、応募結果を重要な判断材料として尊重するが、区の一体感の醸成や各区の整合性を図るため、必ずしも応募数の多いものが選定されるものではない。	・審議会での区名の審議において、重要な判断材料として活用する。
選定方針等 基本	基本的考え方	2項目設定(項目内容は別紙記載)	4項目設定(項目内容は別紙記載)
	提示時期	区名案募集時	区名案募集時
答申日		平成20年6月12日 政令市移行9ヶ月前	平成21年2月4日 政令市移行1年2ヶ月前

※堺市(H18.4.1移行)は、平成3年に堺市支所区域名称について公募を行うなどして決定されており、政令指定都市移行後は、その区域と名称をそのまま区の区域及び区の名称とされている。

区名選定における基本的な考え方（参考事例）

自治体名	設 定 内 容
仙台市	公募結果は、市民の貴重な意見であり、選定にあたっての重要な判断材料として尊重する。
	方位による区名あるいは他都市にある区名は避け、仙台独自の歴史や文化が表現される区名とする。
	各区の特色を表現するものとする。
	杜の都の都市イメージを重視する。
	歴史的、地理的に、だれもがその地域だとわかるような名前を用いる。
	簡潔な名前とし、区ごとに重複した応募のある名前は極力避ける。
	泉区という区名とのバランスや将来の分区等を考慮する。
千葉市	発展著しい千葉市の将来の地区のイメージが表現される名称、または、歴史・地理が表現される名称とする。
	簡潔で親しみやすく、語調のよい名称とする。
	名称の選定にあたっては、市民の意向を判断材料とする。
さいたま市	区名公募結果などは、市民の貴重な意見であり、区名案選定に当たっての重要な判断材料として尊重すること。
	各区の名称の整合性を考慮すること。
	簡潔で親しみやすい名称とすること。
	各区域の特色が表現される名称とすること。
静岡市	行政区の名称は、区域の住民の日常生活に密接に関係するものであるため、住民に親しみやすく、愛着のもてるものとする。
	各区のそれぞれの特色を表現し、本市の魅力を内外に広く周知するものであることに留意するものとする。
	行政区は、市域全体の均衡ある発展を目指していくうえで、極めて重要な役割をもつものであるため、その名称の決定に当たっては、広範な市民の意見を聴取し、市民の参画意識を促すことに留意するものとする。
新潟市	政令指定都市としての新しいまちづくりにふさわしく、区の一体感の醸成が図られるものとする。
	区名は住所の一部となり、住民の日常生活に密接に関わりを持つものであるため、親しみやすく、愛着の持てるものとする。
	区の名称は、全市的観点からの整合性を考慮するものとする。
岡山市	区の名称（区名）は、住所の一部などに使われることから、市民に長く愛されるものとなるよう、広く市民から区名案を募集する。
	区名は、簡潔で、親しみやすく、できるだけ各区の特色を表すものとする。
相模原市	区名は、住所の表示に追加されるため、「簡潔さ」も考慮して検討を行うものとする。
	区名は、住所の一部になり、未永く用いられるものであり、「親しみやすさ」も考慮して検討を行うものとする。
	区名は、区の特色を表すものが望ましく、また、「区の一体感」も考慮して検討を行うものとする。
	区名は、区の特徴や住民の意向などを重要な要素として検討していくものであり、各区名の類型の相違についても基本的に尊重するものとする。ただし、特段の調整が必要と判断される場合には、調整を行うものとする。

諮問から答申までの期間及び審議会開催回数（参考事例）

	意向調査の実施なし	区名投票・意向調査を実施
自治体名	仙台市、千葉市	さいたま市、静岡市、浜松市、新潟市、岡山市、相模原市
区名案募集期間	仙台市：30日間 千葉市：14日間	さいたま市：24日間 静岡市：30日間 浜松市：33日間 新潟市：22日間 岡山市：15日間 相模原市：31日間
	平均：22日間	平均：26日間
区名投票・意向調査期間		さいたま市：16日間 静岡市：33日間 浜松市：27日間 新潟市：14日間 岡山市：22日間 相模原市：31日間
		平均：24日間
審議会（選定委員会）開催回数	仙台市：3回 千葉市：3回	さいたま市：4回（検討市民の会：1回） 静岡市：4回（選考委員会6回） 浜松市：4回 新潟市：8回（検討委員会5回） 岡山市：3回 相模原市：3回
	平均：3回	平均：4回
審議開始から答申までの期間	仙台市：1.5ヶ月 千葉市：1.5ヶ月	さいたま市：7.5ヶ月 静岡市：8.5ヶ月 浜松市：7ヶ月 新潟市：5.5ヶ月 岡山市：4ヶ月 相模原市：4.5ヶ月
	平均：1.5ヶ月	平均：6ヶ月